

第 14 回 和光市景観審議会資料

- (1) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について
(報告)
- (2) 和光市景観条例について
- (3) 和光市屋外広告物条例について
- (4) 今後の進め方について

令和 3 年 1 0 月 4 日

(1) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について(報告)

令和2年度に、和光市は新たに景観重要建造物を1件、景観重要樹木を1件指定しました。

新たに指定をした2件

新倉ふるさと民家園 (景観重要建造物第1号)	第四小学校C1285蒸気機関車 (景観重要建造物第2号)	イチョウ (景観重要樹木第1号)
		
		
平成26年1月1日指定	令和3年3月3日指定	令和3年3月3日指定
和光市下新倉2-33-1	和光市諏訪3-20 (第四小学校敷地内)	和光市新倉3-3-35 (長照寺内)

平成26年に景観重要建造物第1号として指定した「ふるさと民家園」と併せて、和光市では合計3件の指定をしています。

(2) 和光市景観条例について

1. 景観重要建造物・景観重要樹木の現状・課題について

①現状

和光市では景観法に基づき、今までに合計3件の景観重要建造物・景観重要樹木の指定を行いました。景観条例に支援の項目について記載がなく、和光市景観計画には、支援を検討するとの記載があるのみです。

②課題

市が指定した景観重要建造物や景観重要樹木を支援できる根拠がない状況です。

③今後について

景観審議会にて景観重要建造物や景観重要樹木の支援方法の方向性を確認し、景観条例や景観計画の変更について検討していきたいと思います。

2. 和光市景観条例について

①和光市景観条例改定におけるロードマップ

資料2-1

②近隣市の支援制度の例として

資料2-2、資料2-3

③景観重要建造物及び景観重要樹木の現状について

資料2-4

(3) 和光市屋外広告物条例について

1. 屋外広告物条例の現状・課題について

①現状

和光市の屋外広告物条例はなく、埼玉県屋外広告物条例に従った規制となっており、県条例で定められている「**禁止地域**」では、和光市独自の景観保全・施設管理など、カバーができていないところもあります。

②課題 資料 3－1

- ・和光市の景観を保全すべき地域(午王山遺跡)に対して良好な景観形成と風致を阻害する可能性のある屋外広告物については、法的な拘束力がない状況です。

- ・駅前広場では、屋外広告物を出すことが禁じられています。昨今の厳しい財政の現状や社会情勢の変化に対応するため、広告収入を利用することにより、公共公益施設の効率的管理を図ることが求められています。

③今後について

景観審議会にて和光市屋外広告物条例の策定や景観計画の変更について検討していきたいと思えます。

2. 和光市屋外広告物条例について

①和光市屋外広告物条例策定におけるロードマップ

資料 3－2

②近隣市の屋外広告物条例の例として

参考資料

(4) 今後の進め方について

1. 和光市景観計画への反映

先に挙げた景観重要建造物・景観重要樹木の支援方法や屋外広告物条例の制定にあたり、和光市景観計画に即して定めなければなりません。現在の和光市の景観計画は平成 21 年に策定されたものであり、上記内容について記載されていません。条例の改定・策定にあたり、まずは景観計画の改訂が必要となります。景観計画の改訂のポイントについて、今後も景観審議会の審議を経ながら検討を進めていきたいと考えております。

景観計画の改正ポイント

- ・景観重要建造物・樹木の支援について和光市景観条例の改定を明記
- ・屋外広告物条例に関する事項において和光市屋外広告物条例の策定を明記



景観計画の改訂後

和光市景観条例

- ・支援項目を追加

和光市屋外広告物条例

- ・禁止地域に遺跡周辺を追加
- ・広告収入を公共施設に充てる場合は、禁止地域の適用除外を追加

2. 今後のスケジュール

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
景観計画		和光市景観計画	
景観条例			和光市景観条例
屋外広告物条例			和光市屋外広告物条例
景観審議会	上記の内容について、審議を行う。		